

JR春日井駅北口周辺は平成13年10月1日(月)から
自転車等放置禁止区域になります



自転車等放置禁止区域
春日井市

(放置禁止区域内には、この標識が路面表示してあります)

この区域内に放置された自転車等は撤去します!!

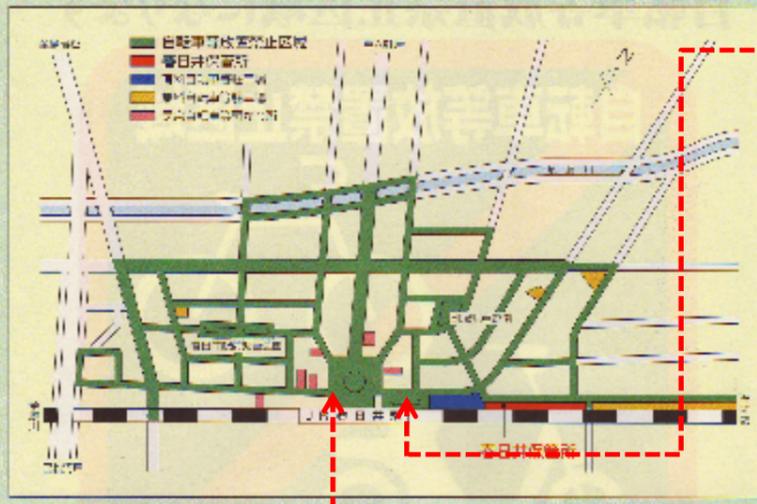
撤去した自転車等を返還するときは
撤去保管費用を徴収します

自転車……………1,000円
原動機付自転車(50cc以下)3,000円

自転車・バイクは自転車等駐車場におきましょう
春日井市

※ 平成13年10月にJR春日井駅北口周辺を自転車等放置禁止区域に指定した際に作成したチラシ

「春日井市自転車等放置防止条例」に基づく
JR春日井駅北口周辺の自転車等放置禁止区域図



撤去した自転車等を返還するときは撤去保管費用を徴収します

返還手続きは春日井保管所で行います

保管場所	春日井保管所 (春日井本線春日井駅北口北側)
返還のときに必要なもの	①撤去保管費用 (自転車……………1,000円 原動機付自転車(50cc以下)3,000円) ②自転車等の引取通知書(送付のあった人) ③自転車等の鍵 ④印鑑(認印) ⑤身分証明書(運転免許証、住民票控え、学生証など)
返還日・時間	月曜日から土曜日までの毎日(祝日及び年末年始は除く) 午前9時から午後5時まで

問い合わせ / 交通対策課 (☎85-6052) へ

自転車等放置禁止区域 指定前



自転車等放置禁止区域 指定後(現在)



自転車等放置禁止区域 指定前



自転車等放置禁止区域 指定後(現在)

